

第88期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

2025年6月24日(火曜日) 午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)

場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

議決権
行使

ご出席に代えてインターネットおよび郵送による
議決権行使が可能です。

議決権行使期限

2025年6月23日(月曜日) 午後5時30分まで

目次

招集ご通知	A-1
株主総会参考書類	A-10
第1号議案 剰余金の配当の件	A-10
第2号議案 定款一部変更の件	A-11
第3号議案 取締役8名選任の件	A-12
第4号議案 監査役2名選任の件	A-21
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	A-25
第6号議案 取締役に対する短期業績連動報酬(賞与)の 金額算定基準改定の件	A-29
第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件	A-31

オムロン株式会社

証券コード 6645



スマートフォン・タブレット
等でこちらから招集
通知の概要を容易に
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/6645/>

QRコードを読み取り、
議決権行使ウェブサイトへ
簡単アクセス!

抽選で電子チケットが当たる
プレゼントキャンペーンを
6月30日まで実施中!

(宝印刷株式会社が実施するキャンペーンです。)



ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、
ありがたく厚く御礼申し上げます。

当社第88期定時株主総会の招集手続きが整い
ましたので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 CEO

辻永 順太



オムロン企業理念

Our Mission

(社憲)

われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう

Our Values

私たちが大切にする価値観

- ・ **ソーシャルニーズの創造**

私たちは、世に先駆けて新たな価値を創造し続けます。

- ・ **絶えざるチャレンジ**

私たちは、失敗を恐れず情熱をもって挑戦し続けます。

- ・ **人間性の尊重**

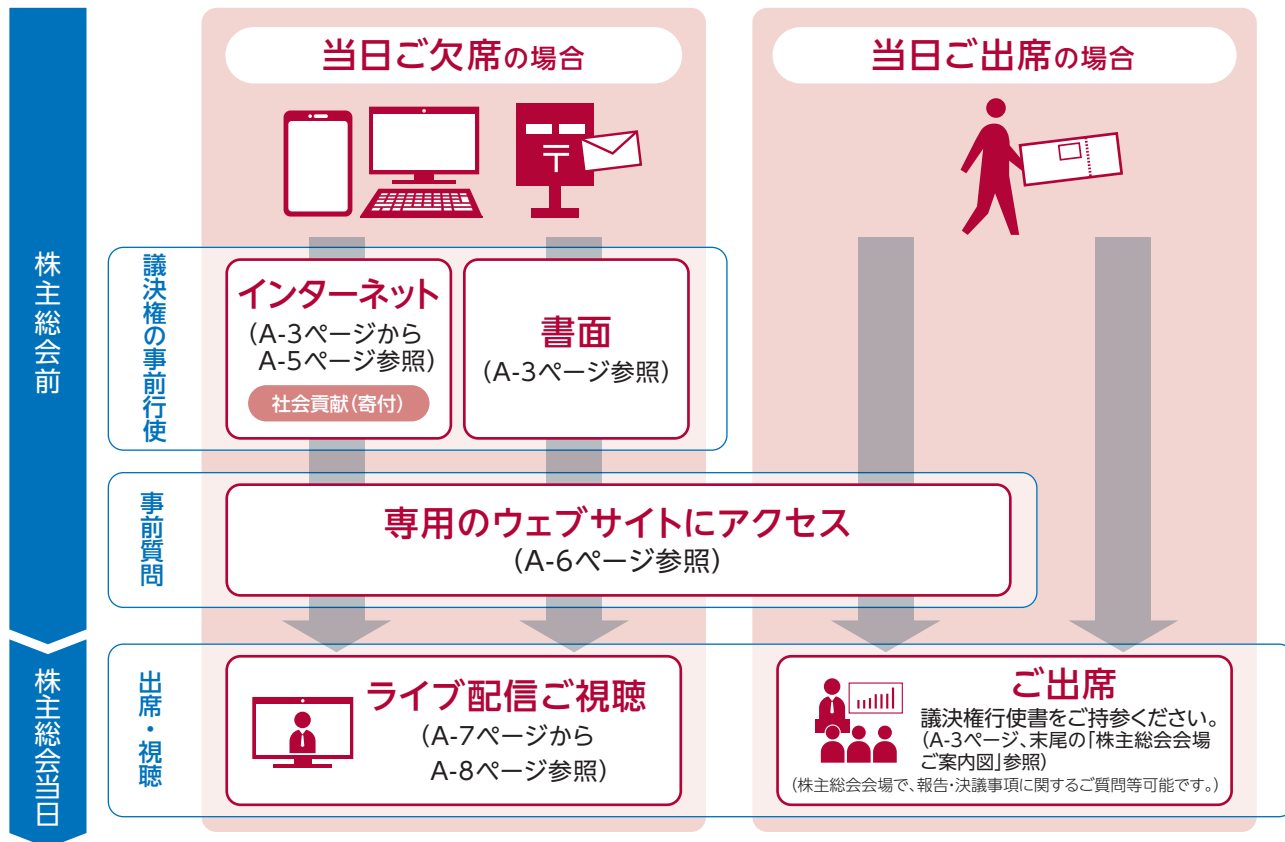
私たちは、誠実であることを誇りとし、人間の可能性を信じ続けます。

当社株主総会の流れ

株主さまは、会社法上、株主総会へご出席し、ご質問等をすることができます。

また、ご出席に代えて、事前にインターネットや書面により議決権をご行使することもできます。

株主さまの権利行使等に関する株主総会開催前から開催後までの主な流れは以下の通りです。詳細は該当ページをご参照ください。



後日、当社ウェブサイト等に決議結果と株主総会当日の動画(事業報告等プレゼンテーション)を掲載する予定です。

<https://www.omron.com/jp/ja/ir/kabunushi/soukai.html>

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。また、昨年開催した株主総会終了後の株主さまと当社役員との懇談会は予定しておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。

株 主 各 位

証券コード 6645

2025年5月30日

(電子提供措置の開始日 2025年5月22日)

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 CEO 辻 永 順 太

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第88期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、当該ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.omron.com/jp/ja/ir/kabunushi/soukai.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスして、銘柄名(オムロン)または証券コード(6645)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月23日(月曜日) 午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

① 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)

② 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

③ 株主総会の 報告事項 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
目的事項 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役に対する短期業績連動報酬(賞与)の金額算定基準改定の件
第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

以上

- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。また、昨年開催した株主総会終了後の株主さまと当社役員との懇談会は予定しておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。
- 感染症の流行または災害等の不測の事態が発生し、上記の日時および場所での株主総会の開催が困難となった場合には、当社ウェブサイトのIR情報(<https://www.omron.com/jp/ja/ir/>)等にてお知らせいたします。その他、株主総会当日までの状況変化とその対応等につきましても、必要に応じて上記ウェブサイト等にてご案内いたしますので、その際は、事前に上記ウェブサイトを必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

議決権行使等についてのご案内



当日ご出席による 議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら、本ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、インターネットまたは郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



インターネットによる 議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、本ページからA-5ページをご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

皆さまの「インターネットによる議決権行使」が社会貢献につながります。詳細はA-5ページをご参照ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで**に到着するようにご返送ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようお願いいたします。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。

① 事業報告:「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）並びに内部統制システムの運用状況の概要」

② 連結計算書類:「連結株主持分計算書」、「連結注記表」

③ 計算書類:「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役は上記①、②および③を、会計監査人は上記②および③を含め監査対象としています。

◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにてその旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

招集ご通知

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>)に**アクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年6月23日(月曜日) 午後5時30分まで

※ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

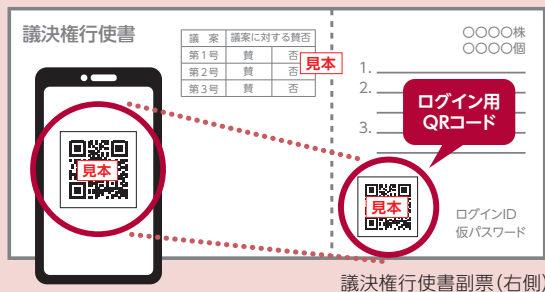
QRコードを読み取る方法



スマートフォン等の場合

スマートフォン等での議決権行使は、「**ログインID**」
「**仮パスワード**」の**入力不要**です。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書副票(右側)

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

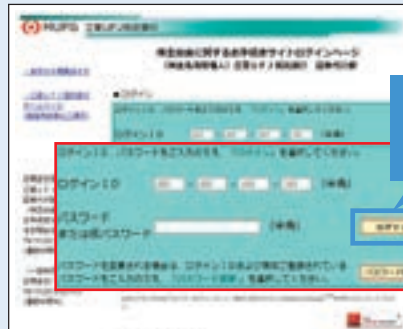
ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコンの場合

① 議決権行使サイトへアクセス

② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

招集ご通知

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間:午前9時から午後9時まで)

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

皆さまの「インターネットによる議決権行使」が社会貢献につながります。

「インターネットによる議決権行使」をご利用いただくことにより郵送費用を削減することができます。この削減される郵送費用を以下の法人に3分割にて寄付させていただきます。インターネットによる議決権行使をぜひ積極的にご利用ください。

社会福祉法人 太陽の家

障がい者が働き、生活していくための教育訓練など

一般社団法人 全日本知的障がい者スポーツ協会

知的障がい児・者の運動・スポーツの普及・振興など

日本赤十字社

日本赤十字社の活動を通じた
さまざまな方々の支援など

※前期(第87期)は、株主の皆さまがインターネットによる議決権行使をご利用いただいたことにより削減できた郵送費用463,932円を、上記法人に3分割にて寄付いたしました。

招集ご通知

事前質問受付のご案内

株主総会の開催に先立って、本株主総会の報告事項および決議事項に関するご質問を専用のウェブサイトにてお受けいたします。

頂戴しましたご質問の中で、特に株主の皆さまのご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会議場または後日当社ウェブサイトにてご回答もしくはご紹介する予定です。

以下の受付期限と入力方法をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

受付期限

2025年6月17日(火曜日) 午後5時30分まで

※上記期限をもちまして、ご質問の受け付けを終了しますのであらかじめご了承ください。

入力方法

パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、アクセスをお願いいたします。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

※インターネットによるライブ配信用のURLと同一です。

アクセス完了後、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします。(A-7ページご参照)



- ①ID：3069+議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(8桁の半角数字)
(例:株主番号が12345678の場合、306912345678)
※議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。
- ②パスワード：2025年3月末(基準日)時点における
株主名簿上のご登録住所の「郵便番号+2025」
(例:郵便番号が600-8530の場合、60085302025)

ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックし、受付フォームにご質問内容等をご入力ください。

【事前質問に関する留意事項】

- ・ご質問は本株主総会の報告事項および決議事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問を承りますが、回答をお約束するものではございませんので、あらかじめご了承ください。

招集ご通知

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等で株主総会をご視聴いただけるよう、以下の通りインターネットによるライブ配信を行います。

[株主総会へご出席される株主さまへのご案内]

当日の当社による会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシー等に配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

配信日時

2025年6月24日(火曜日) 午前10時から

※当日の配信ページには、午前9時30分頃からアクセス可能です。

※やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトのIR情報(<https://www.omron.com/jp/ja/ir/>)にてお知らせいたします。

視聴方法

パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、アクセスをお願いいたします。

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

アクセス完了後、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします。



ID：3069+議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(8桁の半角数字)
(例:株主番号が12345678の場合、306912345678)

※議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。

パスワード：2025年3月末(基準日)時点における
株主名簿上のご登録住所の「郵便番号+2025」
(例:郵便番号が600-8530の場合、60085302025)

上記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。適宜、ご活用ください。

※パスワードで使用する郵便番号は、議決権行使書用紙に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。

2025年3月末(基準日)時点の株主さまご本人のご登録住所の「郵便番号」をご入力ください。
(基準日以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合等は、その情報が議決権行使書用紙に反映されています。)

招集ご通知

【ご視聴に関する留意事項】

- (1) ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権行使やご質問を含めた一切の権利行使を行っていただくことはできません。なお、議決権につきましては、A-3ページからA-5ページにてご案内の方法による事前行使をお願い申し上げます。
- (2) ご視聴は株主さまご本人のみに限定させていただきます。なお、1つのIDで1つの機器からしかアクセスできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) インターネットのご利用環境等によっては、ご視聴いただけない場合や映像・音声に中断等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、ご視聴いただくための費用（インターネット接続料金および通信料金等）は、株主さまのご負担になります。
- (4) 撮影、録画、録音、保存、配信、SNSでの公開等は固くお断りいたします。

ライブ配信等に関するお問い合わせ先

①ID・パスワードに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 **0120-676-808**（通話料無料）

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで（株主総会当日：6月24日（火）午前9時から株主総会終了時刻まで）

②ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ **03-6833-6859**

受付時間 株主総会当日：6月24日（火）午前9時から株主総会終了時刻まで

株主総会資料の電子提供制度に関する当社対応について

会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が義務づけられました。

書面でご送付していた株主総会資料は、電子提供制度下、原則ウェブでのご提供となりました。

当社対応

当面の間、招集ご通知および株主総会参考書類をご送付する予定です。

事業報告、連結計算書類等を書面で受領を希望される場合、書面交付請求*が必要となります。

【A:当面の間、書面でお届けするもの】

招集ご通知、株主総会参考書類



議決権を有するすべての株主さまにご送付

【B:書面でお届けしないもの】

事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告書



電子提供(原則ウェブ上でご提供)

※書面交付請求とは、インターネットを利用することが困難な株主さまを保護するためのお手続きです。第89期定時株主総会以降、Bも書面で受領を希望される株主さまで、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、2026年3月末(基準日)までに書面交付請求が必要です。お申し出いただいた株主さまには、株主総会資料一式を書面でお届けするものです。

株主総会資料の電子提供制度・書面交付請求に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル

電話 **0120-696-505** (通話料無料)

(受付時間:土・日・祝日を除く平日 午前9時から午後5時まで)

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、長期ビジョンの実現による企業価値の最大化を目指し、中長期視点で新たな価値を創造するための投資を優先します。

中長期視点での価値創造に必要な投資を優先した上で、安定的、継続的な株主還元を実行していきます。毎年の配当金については、「株主資本配当率(DOE)3%程度」を基準とし、過去の配当実績も勘案して、安定的、継続的な株主還元に努めます。

当期の期末配当金につきましては、DOE基準ならびに過去の配当額の水準も考慮したうえで安定的・継続的な配当とするため、1株につき52円といたしたく存じます。なお、さきに1株当たり52円の間配当金をお支払いしていますので、年間配当金は1株当たり104円となります。

1 配当財産の種類

金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに
関する事項およびその総額当社普通株式1株につき金52円
総額 10,265,470,644円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
(期末配当金支払開始日)

2025年6月25日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、株主の皆さまがインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、社会全体のデジタル化の進展等や、感染症の拡大および自然災害を含む大規模災害等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第14条第2項を追加するものです。

株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、取締役会において、株主の権利や利益の確保に配慮するとともに、開催時における当社や株主を取り巻く状況を踏まえ、慎重に判断し、決議いたします。

なお、当社は、本変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けています。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎの通りです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 (新設)	(招集) 第14条 (現行通り) <u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第3号議案

取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む下記の取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

当社は、取締役候補者の決定に対する透明性・客観性・適時性を高めるために、人事諮問委員会を設置しています。人事諮問委員会は、取締役会議長より諮問を受け、選任基準に基づき取締役候補者の審議・答申を行います。取締役会は人事諮問委員会からの答申に基づき、取締役候補者を決定しています。

取締役候補者は、A-13ページからA-20ページの通りです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	取締役在任期間
1	再任	山田 義仁	取締役会長	12/12回 (100%)	14年
2	再任	辻永 順太	代表取締役	12/12回 (100%)	2年
3	再任	宮田 喜一郎	代表取締役	12/12回 (100%)	8年
4	再任	富田 雅彦	取締役	12/12回 (100%)	2年
5	再任	行本 閑人	取締役	12/12回 (100%)	2年
6	再任	上釜 健宏	社外役員候補者 独立役員候補者	社外取締役	12/12回 (100%) 8年
7	再任	小林 いずみ	社外役員候補者 独立役員候補者	社外取締役	11/12回 (91.7%) 5年
8	再任	鈴木 善久	社外役員候補者 独立役員候補者	社外取締役	12/12回 (100%) 3年

候補者
番号

1

や ま だ よ し ひ と

山田 義仁

(1961年11月30日生) (男性)

再 任

所有する当社株式の数

普通株式 55,759株／潜在株式 49,078株

取締役在任期間

14年

2024年度における取締役会への出席状況

12/12回(100%)

当社を含む上場会社役員兼職数
(2025年5月以降)業務執行あり 0社
業務執行なし 3社(予定)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2010年6月	当社執行役員常務に就任
2008年6月	当社執行役員、オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長に就任	2011年6月	当社代表取締役社長に就任
2010年3月	当社グループ戦略室長に就任	2013年6月	当社社長CEOに就任
		2023年6月	当社取締役会長に就任(現任)

【当社における担当等】 取締役会議長 / コーポレート・ガバナンス委員会副委員長 / 社長指名諮問委員会委員

【重要な兼職の状況】 日本電気株式会社 社外取締役 /
J. フロントリテイリング株式会社 社外取締役(2025年5月就任予定) /
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(2025年6月就任予定)

【取締役候補者とした理由】

山田義仁氏は、業務執行をしない取締役として取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営するとともに、長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて経営の監督を適切に行っています。コーポレート・ガバナンス委員会の副委員長および社長指名諮問委員会の委員として、社長選任を含めた当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、企業経営・サステナビリティ・ESGに関する高い見識を有しており、企業理念のグループ内への浸透の活動を精力的に行っています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 山田義仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。山田義仁氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定です。
- 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。山田義仁氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に更新する予定です。
- 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における累計加算済みポイントに相当する株式数(非業績連動部分)を記載しています。

候補者
番号

2

つじなが じゅんた
辻永 順太

(1966年4月5日生) (男性)

再 任

所有する当社株式の数

普通株式 6,439株／潜在株式 16,591株

取締役在任期間

2年

2024年度における取締役会への出席状況 12/12回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2021年3月	当社インダストリアルオートメーションビジネ
2016年3月	当社インダストリアルオートメーションビジネ		スカンパニー社長に就任
	スカンパニー商品事業本部長に就任	2023年4月	当社執行役員社長 CEOに就任(現任)
2017年4月	当社執行役員に就任	2023年6月	当社代表取締役に就任(現任)
2019年4月	当社執行役員常務に就任		

[当社における担当等] 執行役員社長 / CEO

[取締役候補者とした理由]

辻永順太氏は、代表取締役として経営の監督を適切に行っています。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めています。また、社長CEOとして、不透明な事業環境の中で経営および業務執行の指揮を執り、成長力の強化に努めるとともに、グループの構造的な課題の特定と改革に着手することで、中長期の企業価値の向上を牽引し、長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けてリーダーシップを発揮しています。

これらのことから、長期ビジョンSF2030および構造改革プログラムNEXT2025の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 辻永順太氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。辻永順太氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記補償契約を継続する予定です。
3. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。辻永順太氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定です。
4. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における累計加算済みポイントに相当する株式数(非業績連動部分)を記載しています。

候補者
番号

3

み や た き い ち ろ う
宮田 喜一郎

(1960年7月24日生) (男性)

再 任

所有する当社株式の数

普通株式 24,968株／潜在株式 25,935株

取締役在任期間

8年

2024年度における取締役会への出席状況 12/12回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社立石ライフサイエンス研究所 (現オムロンヘルスケア株式会社) 入社	2015年4月	当社CTOに就任(現任) 当社技術・知財本部長に就任
2010年3月	オムロンヘルスケア株式会社代表取締役 社長に就任(2015年3月退任)	2017年4月	当社執行役員専務に就任
2010年6月	当社執行役員に就任	2017年6月	当社代表取締役役に就任(現任)
2012年6月	当社執行役員常務に就任	2018年3月	当社イノベーション推進本部長に就任
		2023年4月	当社執行役員副社長に就任(現任)

【当社における担当等】 執行役員副社長 / CTO / 報酬諮問委員会委員

【取締役候補者とした理由】

宮田喜一郎氏は、代表取締役として技術的な観点を中心に経営の監督を適切に行っています。報酬諮問委員会の委員として、取締役報酬の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、新規事業創造・イノベーション・DX・ITに関する高い見識を有しており、CTOとして長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて中長期を見据えた経営視点での技術戦略を策定し実行しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 宮田喜一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。宮田喜一郎氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定です。

3. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。宮田喜一郎氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中途に更新する予定です。

4. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における累計加算済みポイントに相当する株式数(非業績連動部分)を記載しています。

候補者
番号

4

と み た ま さ ひ こ
富田 雅彦

(1966年8月20日生) (男性)

再 任

所有する当社株式の数

普通株式 12,340株／潜在株式 9,994株

取締役在任期間

2年

2024年度における取締役会への出席状況 12/12回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員常務に就任
2012年3月	当社グローバル戦略本部経営戦略部長に就任	2023年4月	当社執行役員専務 CHROに就任(現任)
2014年4月	当社執行役員に就任	2023年6月	当社取締役に就任(現任)
2017年3月	当社グローバル人財総務本部長に就任		

【当社における担当等】 執行役員専務 / CHRO / 人事諮問委員会委員

【取締役候補者とした理由】

富田雅彦氏は、取締役として人財戦略およびサステナビリティ・ESGの観点を軸に経営の監督を適切に行っています。人事諮問委員会の委員として、役員人事の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、人財開発・ダイバーシティ・ヒューマンリソースマネジメントに関する高い見識を有しており、CHROとして長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて中長期を見据えた経営視点で人財戦略を策定し実行しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 富田雅彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。富田雅彦氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記補償契約を継続する予定です。
3. 当社は、取締役および監査役がその職務の執行に十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。富田雅彦氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定です。
4. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における累計加算済みポイントに相当する株式数(非業績連動部分)を記載しています。

候補者
番号

5

行本 閑人

(1961年12月25日生) (男性)

再 任

所有する当社株式の数

普通株式 15,944株／潜在株式 13,415株

取締役在任期間

2年

2024年度における取締役会への出席状況

12/12回(100%)

当社を含む上場会社役員兼職数

業務執行あり 0社
業務執行なし 2社

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2014年4月	当社執行役員常務に就任
2009年4月	当社Omron Europe B.V. President & CEO に就任	2017年2月	当社エレクトロニクス&メカニカルコンポーネツビジネスカンパニー（現デバイス&モジュールソリューションズカンパニー）社長に就任
2010年6月	当社執行役員に就任		
2012年3月	当社環境事業推進本部長に就任	2023年6月	当社取締役に就任（現任）
2014年3月	当社環境事業本部長に就任		

【当社における担当等】 社長指名諮問委員会副委員長 / 人事諮問委員会副委員長 / 報酬諮問委員会副委員長 / コーポレート・ガバナンス委員会委員

【重要な兼職の状況】 株式会社やまびこ 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

行本閑人氏は、業務執行をしない常勤の取締役として長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて経営の監督を適切に行っています。社長指名諮問委員会、人事諮問委員会、報酬諮問委員会の副委員長、およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、社長選任を含めた当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、グローバルでの豊富な事業経験や、新規事業創造・DX・ITに関する高い見識により、客観的な立場からグループのガバナンス向上に貢献しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 行本閑人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。行本閑人氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記補償契約を継続する予定です。
- 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。行本閑人氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定です。
- 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における累計加算済みポイントに相当する株式数(非業績連動部分)を記載しています。

候補者
番号

6

かみがま たけひろ

上釜 健宏

(1958年1月12日生) (男性)

再 任

社外役員候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役在任期間

8年

2024年度における取締役会への出席状況

12/12回(100%)

当社を含む上場会社役員兼職数

業務執行あり 0社
業務執行なし 3社

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月	TDK株式会社入社	2016年6月	同社代表取締役会長に就任
2002年6月	同社執行役員に就任	2017年6月	当社社外取締役に就任(現任)
2003年6月	同社常務執行役員に就任	2018年6月	TDK株式会社ミッションエグゼクティブに就任
2004年6月	同社取締役専務執行役員に就任	2021年7月	コンテンツラリー・アンプレックス・テクノロジー・ ジャパン株式会社 Chief Consultantに就任(現任)
2006年6月	同社代表取締役社長に就任		

【当社における担当等】 社長指名諮問委員会委員長 / コーポレート・ガバナンス委員会委員長 / 人事諮問委員会委員 / 報酬諮問委員会委員

【重要な兼職の状況】 コンテンポラリー・アンプレックス・テクノロジー・ジャパン株式会社 Chief Consultant /
ソフトバンク株式会社 社外取締役(2025年6月退任予定) / コクヨ株式会社 社外取締役 /
日本板硝子株式会社 社外取締役(2025年6月就任予定)

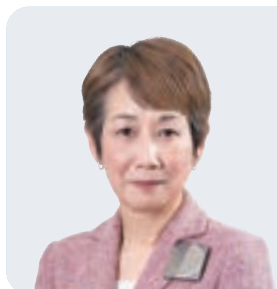
【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】

上釜健宏氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営に携わり、豊富な経営実績とイノベーション・技術・DX・ITに関する高い見識を有しており、社外取締役として長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて、経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、社長指名諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長および人事諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。

これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 上釜健宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 上釜健宏氏は現在当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、A-28ページをご参照ください。
- 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいており、社外取締役および社外監査役との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。上釜健宏氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
- 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。上釜健宏氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定です。
- 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。上釜健宏氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に更新する予定です。

候補者
番号

7

こばやし

小林 いずみ

(1959年1月18日生)(女性)

再 任

社外役員候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数

普通株式 2,434株

取締役在任期間

5年

2024年度における取締役会への出席状況

11/12回(91.7%)

当社を含む上場会社役員兼職数
(2025年6月以降)業務執行あり 0社
業務執行なし 2社(予定)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社
 1985年 6月 メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社入社
 2001年 12月 メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長に就任
 2008年 11月 世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官に就任
 2015年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事に就任
 2016年 6月 日本放送協会経営委員会委員に就任
 2020年 6月 当社社外取締役に就任(現任)

【当社における担当等】 人事諮問委員会委員長 / 社長指名諮問委員会委員 / 報酬諮問委員会委員 / コーポレート・ガバナンス委員会委員

【重要な兼職の状況】 ANAホールディングス株式会社 社外取締役(2025年6月退任予定) / 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役(2025年6月退任予定) / 富士通株式会社 社外取締役(2025年6月就任予定)

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】

小林いずみ氏は、民間金融機関および国際開発金融機関の代表として培われた豊富な経験と国際的な見識を有するとともに、サステナビリティ・ESG・ダイバーシティにも精通しており、社外取締役として長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて、経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、人事諮問委員会の委員長および社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。

これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 小林いずみ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小林いずみ氏は現在当社の社外取締役にあり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、A-28ページをご参照ください。

3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいており、社外取締役および社外監査役との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。小林いずみ氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

4. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。小林いずみ氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定です。

5. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。小林いずみ氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定です。

6. 小林いずみ氏が社外取締役に務めている株式会社みずほフィナンシャルグループは、子会社の株式会社みずほ銀行のシステムにおいて2021年2月から9月にかけて発生した8回のシステム障害に関して、同年11月に金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は、翌年1月に金融庁に業務改善計画を提出し再発防止に取り組んでいました。同氏は、従前より同社取締役会等において、グループガバナンスやリスク管理、法令遵守の視点に立った提言を行っていましたが、上記事実の発生後も、同社が設置した「システム障害対応検証委員会」の委員として、再発防止策に関する提言を行ったほか、業務改善計画の進捗状況の検証を行い、取締役会においては、同委員会における検証内容等に関する報告を行うとともに、監督機能強化の取り組み等を行う等、その職責を果たしていました。

7. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。

候補者
番号

8

すずき よしひさ

鈴木 善久

(1955年6月21日生) (男性)

再 任

社外役員候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数

普通株式 1,890株

取締役在任期間

3年

2024年度における取締役会への出席状況

12/12回(100%)

当社を含む上場会社役員兼職数
(2025年6月以降)業務執行あり 0社
業務執行なし 3社(予定)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2020年4月	同社代表取締役社長COO 兼 CDO・CIOに就任
2003年6月	同社執行役員に就任	2021年4月	同社取締役副会長に就任
2006年4月	同社常務執行役員に就任	2022年4月	同社副会長に就任
2007年4月	伊藤忠インターナショナル会社社長(CEO)に就任	2022年6月	当社社外取締役に就任(現任)
2012年6月	株式会社ジャムコ代表取締役社長CEOに就任	2023年4月	伊藤忠商事株式会社専務理事に就任
2016年6月	伊藤忠商事株式会社代表取締役 専務執行役員に就任	2024年4月	同社理事に就任(現任)
2018年4月	同社代表取締役社長COOに就任		

【当社における担当等】 報酬諮問委員会委員長 / 社長指名諮問委員会委員 / 人事諮問委員会委員 / コーポレート・ガバナンス委員会委員

【重要な兼職の状況】 伊藤忠商事株式会社 理事 / 協和キリン株式会社 社外取締役 /
JFEホールディングス株式会社 社外取締役(2025年6月就任予定)

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】

鈴木善久氏は、グローバルに事業を展開する総合商社の経営に携わり、国際的で豊富な経営実績とイノベーション・技術・DX・ITに関する高い見識を有しており、社外取締役として長期ビジョンSF2030の実現および構造改革プログラムNEXT2025の完遂に向けて、経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、報酬諮問委員会の委員長、および社長指名諮問委員会、人事諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。

これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 鈴木善久氏は、伊藤忠商事株式会社の理事であり、当社グループと同社グループの間には製品の販売等の取引関係がありますが、2024年度における取引額の割合は、当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はなく、また、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木善久氏は現在当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、A-28ページをご参照ください。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいており、社外取締役および社外監査役との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。鈴木善久氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。鈴木善久氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定です。
5. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。鈴木善久氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に更新する予定です。
6. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。

第4号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役 玉置秀司氏および國廣正氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。
当社は、監査役候補者の決定に対する透明性・客観性・適時性を高めるために、人事諮問委員会を設置しています。人事諮問委員会は、監査役会の委託を受けた取締役会議長より諮問を受け、選任基準に基づき監査役候補者の審議・答申を行います。取締役会は人事諮問委員会からの答申に基づき、監査役会の同意を経て監査役候補者を決定しています。

監査役候補者は、A-22ページおよびA-23ページの通りです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	監査役在任期間
1	新任	いわさひろと 岩佐博人	新任候補者	—	—	—
2	新任	いちげゆみこ 市毛由美子	社外役員候補者 独立役員候補者 新任候補者	—	—	—

候補者
番号

1

いわさ ひろと
岩佐 博人

(1966年1月27日生) (男性)

新 任

所有する当社株式の数

普通株式 6,442株／潜在株式 678株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1991年 4月	当社入社	2021年 3月	当社取締役室長に就任(現任)
2013年 3月	Omron Healthcare (China)総経理に就任	2023年 4月	当社執行役員に就任(現任)
2017年 3月	当社グローバル人財総務本部 グローバル 人財開発部長に就任		

【 監査役候補者とした理由 】

岩佐博人氏は、当社のヘルスケア事業に携わり、中国子会社社長、経営統轄部長などの業務経験を経て、当社のグローバル人財開発部長として採用・育成・ダイバーシティ推進等を担当し、人的創造性の向上に貢献してきました。また、取締役室長として、取締役会のモニタリング機能の強化をはじめ、当社コーポレート・ガバナンスの進化を支え、当社グループの企業価値向上に貢献してきました。これらの経験により、コーポレート・ガバナンス、人財開発ヒューマンリソースマネジメントに関する高い見識を有しています。

これらの実績と豊富な経験に基づき、監査役に適切な人材と判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 岩佐博人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。岩佐博人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記補償契約を締結する予定です。

3. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。岩佐博人氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に更新する予定です。

4. 上記所有株式数には、オムロン従業員持株会名義の実質所有株式数(2025年3月31日現在)が含まれています。潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における累計加算済みポイントに相当する株式数(非業績連動部分)を記載しています。

候補者
番号

2

い ち げ ゆ み こ
市毛 由美子

(1961年3月13日生) (女性)

新 任

所有する当社株式の数

普通株式 0株

社外役員候補者

当社を含む上場会社役員兼職数

業務執行あり 0社
業務執行なし 3社

独立役員候補者

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1989年 4月 弁護士登録・第二東京弁護士会所属

日本アイ・ビー・エム株式会社入社

2009年 4月 第二東京弁護士会 副会長に就任

2014年 4月 日本弁護士連合会 常務理事に就任

2007年12月 のぞみ総合法律事務所 パートナーに就任
(現任)

【重要な兼職の状況】 のぞみ総合法律事務所 パートナー / アスフル株式会社 社外取締役 /
出光興産株式会社 社外監査役 / Astemo株式会社 社外取締役

【社外監査役候補者とした理由】

市毛由美子氏は、企業内弁護士を経て、弁護士としてグループガバナンスを含むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、ダイバーシティ、知的財産等の分野における高い知見と実務経験を有しています。これまでに上場企業を含む複数の社外取締役・社外監査役、また弁護士会および弁護士連合会や公益法人の要職を歴任しています。これらの実績と豊富な経験に基づき、社外監査役に適切な人材と判断し、社外監査役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 市毛由美子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 市毛由美子氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、A-28ページをご参照ください。

3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいており、社外取締役および社外監査役との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。市毛由美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。

4. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。市毛由美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記補償契約を締結する予定です。

5. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。市毛由美子氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中途に更新する予定です。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決されますと、監査役会の構成は下記の通りとなります。
なお、現在の人数構成(常勤監査役2名および社外監査役2名)に変更はありません。

氏 名		当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	監査役在任期間
現任	ほそい としお 細井 俊夫	常勤監査役	12/12回 (100%)	13/13回 (100%)	2年
新任	いわさ ひろと 岩佐 博人	常勤監査役	—	—	—
現任	みうら ひろし 三浦 洋	社外役員 独立役員	9/9回 (100%)	9/9回 (100%)	1年
新任	いちげ ゆみこ 市毛 由美子	社外役員 独立役員	—	—	—

(注) 三浦洋氏は、2024年6月20日開催の第87期定時株主総会にて新たに監査役に選任され、就任いたしましたので、取締役会および監査役会への出席状況については、2024年6月20日以降に開催した取締役会および監査役会への出席状況を記載しています。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとなっていますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、下記の通りです。(補欠監査役候補者の決定手続については、A-21ページ「第4号議案 監査役2名選任の件」に記載している監査役候補者と同様です。)

	わたなべ とおる		
	渡辺 徹	(1966年2月2日生) (男性)	
	補欠監査役候補者	所有する当社株式の数	普通株式 0株
	社外役員候補者		
	独立役員候補者		

略歴および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---|----------|---------------------------|
| 1993年 4月 | 弁護士登録・大阪弁護士会 所属 北浜法律事務所 (現北浜法律事務所・外国法共同事業) 入所 | 2020年 1月 | 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員に就任 (現任) |
| 1998年 1月 | 同事務所パートナーに就任 (現任) | 2025年 4月 | 北浜法律事務所 代表に就任 (現任) |

【重要な兼職の状況】 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 兼 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 兼 北浜法律事務所 代表 / 粧美堂株式会社 社外取締役 / 青山商事株式会社 社外取締役 / オーウエル株式会社 社外取締役

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

渡辺徹氏は、弁護士であり、主に会社法・企業法務を専門分野としています。また、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有し、複数の企業の社外役員を歴任しています。

これらの実績と豊富な経験に基づき、社外監査役に適切な人材と判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 渡辺徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡辺徹氏は補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、A-28ページをご参照ください。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいており、社外取締役および社外監査役との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しています。渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で上記補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

【ご参考】

1. 取締役会の構成に関する考え方

当社は、取締役会の監督機能を強化するために、監督と執行を分離し、取締役の過半数を業務執行を行わない取締役によって構成しています。また、取締役会における社外取締役の割合を3分の1以上としています。社外取締役および社外監査役については、独立性の確保の観点から、当社の「社外役員の独立性要件」を基準に選任します。そのうえで、取締役会の構成員である取締役および監査役について、経営ビジョンを実現するために必要な経験・専門知識・知見を備える多様な人材で構成するとともに、ジェンダー、国籍、国際性、年代等の区別なく多様性を確保します。

2. 取締役・監査役の選任方針

- 取締役・監査役・執行役員は、経営ビジョンを実現するために必要な経験・専門知識・知見を備える多様な人材で構成するとともに、ジェンダー、国籍、国際性、年代等の区別なく多様性を確保します。
- 人事諮問委員会は、グローバルでの成長、競争力強化、著しいビジネス環境の変化に迅速に対応するために、取締役・監査役・執行役員の多様性(経験・専門知識・知見・ジェンダー・国籍・国際性・年代)を確保します。
- 取締役・監査役に関わる経営ビジョンを実現するために必要な経験・専門知識・知見は、スキルマトリックスで開示します。

[社外取締役の登用基準]

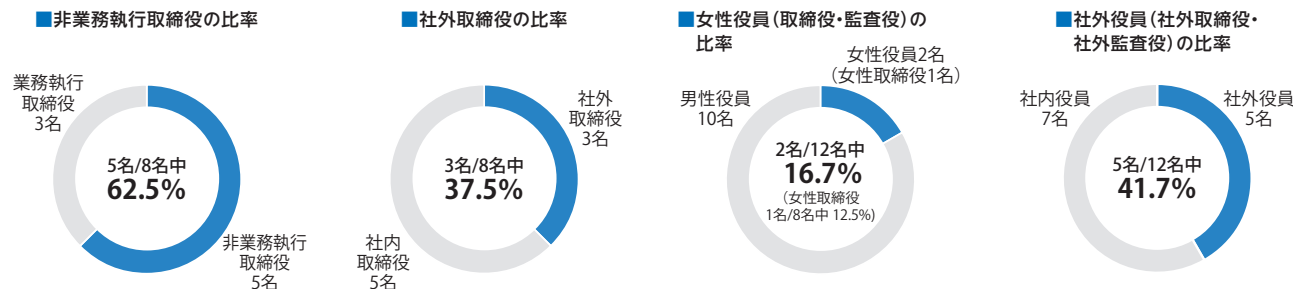
- 当社の監督機能上の最重要事項である社長の選任等に特化した社長指名諮問委員会には社外取締役が深く関与しており、透明性・客観性の高い社長CEOの選任体制を確立するために、社外取締役は経営者経験もしくはそれに準ずる経験があることとしています。

[社外監査役の登用基準]

- 監査役としての必要な見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、また、法律、財務および会計、経営等の専門的知見を有することとしています。

3. 取締役会の構成

第3号議案および第4号議案が原案通り承認可決された場合、取締役会の構成は下記の通りとなります。



4. 取締役・監査役の主たる経験分野・専門性(スキルマトリックス)

- 長期ビジョンSF2030の実現に向けて取締役・監査役に必要な経験分野・専門性(スキル)

経験分野・専門性(スキル)	スキルの定義
企業経営	会長・社長経験もしくはそれに準ずる経験(代表取締役経験等)
サステナビリティ・ESG	サステナビリティ・ESGに関する業務、マネジメント経験、専門知見保有
新規事業創造・イノベーション	新規事業・イノベーションに関する業務、マネジメント経験、専門知見保有
技術・生産・品質	技術・生産・品質に関する業務、マネジメント経験、専門知見保有
DX・IT	DX・ITに関する業務、マネジメント経験、専門知見保有
人材開発・ダイバーシティ・ヒューマンリソースマネジメント	人材開発・ダイバーシティ・ヒューマンリソースマネジメントに関する業務、マネジメント経験、専門知見保有
財務・会計	公認会計士資格保有、CFO経験、金融機関・経理部門での業務経験、上場企業経営経験
法務・コンプライアンス・内部統制	弁護士資格保有、監査役経験、法務部門・内部監査部門での業務経験
グローバル経験	グローバルでの駐在経験、海外事業経験

*経験年数は原則3年以上とする

第3号議案および第4号議案が原案通り承認可決された場合、取締役および監査役の主たる経験分野・専門性は下記の通りとなります。

地位・氏名	企業経営	サステナビリティ ESG	新規事業 創造 イノベーション	技術 生産 品質	DX IT	人材開発 ダイバーシティ ヒューマンリソース マネジメント	財務 会計	法務 コンプライアンス 内部統制	グローバル 経験	出身・資格
取締役会長 山田 義仁	●	●					●		●	
代表取締役 社長CEO 辻永 順太	●			●	●				●	
代表取締役 執行役員副社長 宮田 喜一郎 CTO	●		●	●	●				●	
取締役 執行役員専務 富田 雅彦 CHRO		●				●			●	
取締役 行本 閑人			●		●				●	
社外取締役 上釜 健宏	●	●	●	●	●		●		●	製造業
社外取締役 小林 いずみ	●	●	●			●	●		●	金融・国際 機関
社外取締役 鈴木 善久	●	●	●	●	●		●		●	総合商社
常勤監査役 細井 俊夫			●		●			●		
常勤監査役 岩佐 博人		●				●			●	
社外監査役 三浦 洋	●						●	●	●	公認会計士
社外監査役 市毛 由美子		●				●		●		弁護士

社外役員の独立性に関する当社の考え方

- ・当社は、会社法上の要件に加え独自の『社外役員の独立性要件』（注）を策定し、この独立性要件を基準に、社外取締役を委員長とする人事諮問委員会への諮問、審議、答申を経て取締役会の決議により社外役員候補者を選任しています。
- ・社外役員全員を独立役員とすることについては、社外役員および非業務執行社内取締役で構成するコーポレート・ガバナンス委員会に諮問し、独自に定める『社外役員の独立性要件』が社外役員の独立性の判断基準として問題ないことを確認し、取締役会において決議しています。

（注）『社外役員の独立性要件』（2014年12月25日改訂）

社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体とオムロングループとの間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、人事諮問委員会において独立性について検証する。

1. 現在オムロングループ（注）の取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去においてもオムロングループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの大株主（*）もしくはオムロングループが大株主の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことはないこと
（*）大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう
3. オムロングループの主要な取引先企業（*）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
（*）主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度におけるオムロングループとの取引の支払額または受取額が、オムロングループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう
4. オムロングループから多額の寄付（*）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
（*）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう
5. オムロングループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
6. 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと
7. オムロングループから役員報酬以外に、多額の金銭（*）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと
（*）多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと
（1）オムロングループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（*）
（2）過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
（3）上記2. から7. で就任を制限している対象者
（*）重要な使用人とは、事業本部長職以上の使用人をいう
9. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがなくないこと

注：オムロングループとは、オムロン株式会社およびオムロン株式会社の子会社とする。

第6号議案

取締役に対する短期業績連動報酬(賞与)の金額算定基準改定の件

提案の理由および当該改定を相当とする理由ならびに改定内容等

当社の取締役(社外取締役を除く。以下、同じ。)の報酬は、「基本報酬」、「短期業績連動報酬(賞与)」および「中長期業績連動報酬(株式報酬)」により構成されています。

このうち「短期業績連動報酬(賞与)」については、2018年6月19日開催の第81期定時株主総会において、「1. 上限金額」(年額6億円(総額))および「2. 金額算定の基準」についてご承認をいただき、現在に至っており、第82期以降の「短期業績連動報酬(賞与)」は、ご承認いただいた上限および基準に基づき報酬諮問委員会の審議・答申のうえ取締役会にて決議しております。

本議案は、上記のとおりご承認をいただいた「2. 金額算定の基準」について、取締役の単年度の業績や目標達成の動機づけを更に高めるために、業績との連動性をより強化することができるようにするとともに、外部環境に対し柔軟に対応するために、第89期以降は以下の通り変更することといたしたく、ご承認をお願いするものです。なお、前記「1. 上限金額」につきましては変更ありません。

金額算定基準の決定方法

短期業績連動報酬(賞与)の金額算定基準については、年度計画に基づく目標値の設定や報酬算定式を含め、毎期、報酬諮問委員会において審議・答申のうえ、取締役会にて決議いたします。

当社は、報酬構成および報酬構成比率、基本報酬の水準ならびに業績連動報酬の業績指標および評価方法は、報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ決定することを「取締役報酬の方針」に示しており、本提案は当該方針に沿うものであることから、相当であると考えています。

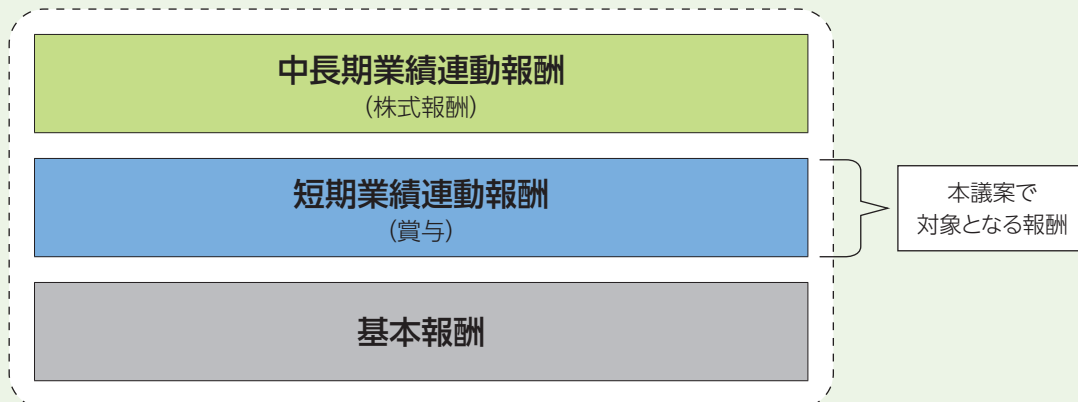
なお、当社は、「招集ご通知(当社ウェブサイト等にて電子提供措置)」B-26ページからB-28ページに記載の当社の「取締役報酬の方針」および「取締役報酬制度の概要」を開示しており、本議案についてご承認いただいた後も「短期業績連動報酬(賞与)」については、評価指標および評価ウェイトを開示することでその全額が定量的な業績指標に連動することを示します。また、報酬諮問委員会の体制や報酬決定の手続きの開示等を通じて、報酬額決定の客観性について担保しております。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会における審議を経ております。

本議案の対象となる当社の取締役の員数は、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと5名となります。

【ご参考】

<取締役報酬体系図>



※上記の図は、各報酬の割合を示すものではありません。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決された場合に予定されている次期(第89期)の短期業績連動報酬(賞与)の金額算定基準は、以下の通りです。

支給額は、年間計画に基づき設定した営業利益、当期純利益およびROICの目標値に対する達成度等に応じ、変動します。ただし、2018年6月19日開催の第81期定時株主総会において承認いただいた年額6億円(総額)を上限とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{役位別の基準額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{業績評価} \\ \hline \text{(営業利益50\%、当期純利益50\%)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{ROIC評価} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{短期業績連動報酬} \\ \hline \text{(賞与)} \\ \hline \end{array}$$

第7号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「短期業績連動報酬(賞与)」および「中長期業績連動報酬(株式報酬)」により構成されています。

このうち「中長期業績連動報酬(株式報酬)」については、2017年6月22日開催の第80期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)をご承認いただき、2021年6月24日開催の第84期定時株主総会における一部改定のご承認を経て現在に至っておりますが、本議案は、本制度について、持続的な企業価値向上への貢献意欲をさらに高めることを目的として、一部改定のうえ継続することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、当社では、取締役の報酬決定についての基本方針および決定の方法について、「招集ご通知(当社ウェブサイト等にて電子提供措置)」B-24ページからB-26ページに記載の通り取り組んでまいりましたが、本議案が承認可決されることを条件として、A-38ページに記載の通り取締役報酬の方針を改定する予定です。

[1]提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象とした本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成の意欲を高めることおよび取締役による自社株保有の促進を通じて持続的な企業価値(株式価値)向上への貢献意欲を高めることを目的として2017年6月22日開催の第80期定時株主総会におけるご承認を得て導入し、2021年6月24日開催の第84期定時株主総会において本制度の継続および一部改定をご承認いただき、現在に至っています。

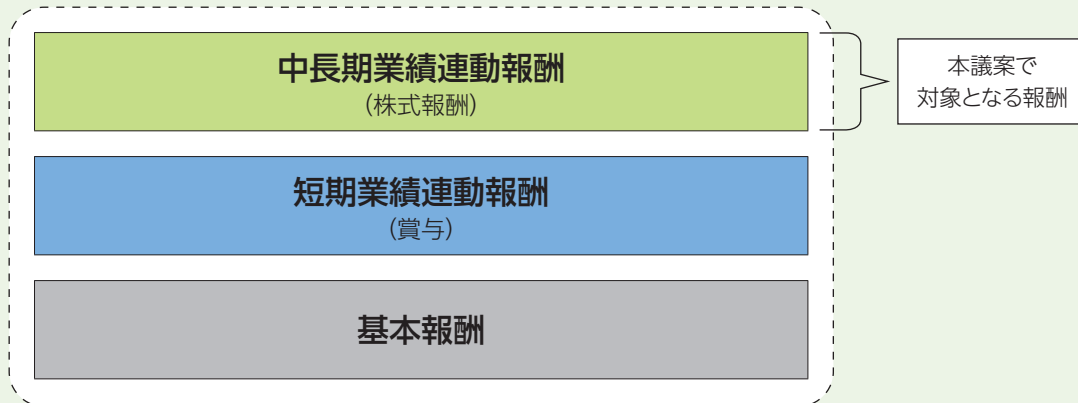
継続後の本制度が対象としておりました2021年度から2024年度までの4ヵ年が終了したことから、2事業年度を本制度の対象期間(以下「対象期間」という。今回の対象期間は2025年度から2026年度までの2ヵ年。)として継続したうえで、本制度の交付対象者に当社社外取締役を追加することおよび業績達成条件の内容等を一部改定することとさせていただきます。ただし、社外取締役については、その期待する役割に鑑み非業績連動部分のみ付与することとします。

本改定は、企業価値の中長期的・持続的な向上の促進により株主の皆さまとの利益を共有するとともに、当社グループの持続的な発展を目指した経営戦略上の目標達成を動機付けるものであり、また、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会における審議を経ており、相当であると判断しております。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと8名(うち、社外取締役3名)となります。

【ご参考】

＜取締役報酬体系図＞



※上記の図は、各報酬の割合を示すものではありません。

[2] 本制度における報酬の額および内容等

(1) 本制度の改定内容

本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定させていただきたく存じます。以下に記載する内容を除き、2017年6月22日開催の第80期定時株主総会および2021年6月24日開催の第84期定時株主総会においてご承認いただいた内容から変更ありません。

<本制度の改定内容>

(下線箇所が改定箇所)

項目	改定前		改定後	
当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役(社外取締役を除く。)		業績連動部分	当社の取締役(社外取締役を除く。)
			非業績連動部分	当社の取締役(社外取締役を含む。)
取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限	6億円に対象期間の年数を乗じた金額		8億円(うち、社外取締役0.3億円)に対象期間の年数を乗じた金額	
取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限	150,000株に対象期間の年数を乗じた株数		267,000株(うち、社外取締役10,000株)に対象期間の年数を乗じた株数	
本制度の対象期間	2021年度から2024年度までの4事業年度		2事業年度(今回の対象期間は2025年度から2026年度までの2事業年度)	
業績達成条件の内容(社外取締役を除く。)	業績連動部分は、中期経営計画における業績目標等の達成度に応じて0～200%の範囲で変動(業績目標等の達成度を評価する指標は、対象となる中期経営計画毎に設定)		業績連動部分は、対象期間における当社の相対TSR ^{*1} およびサステナビリティ指標 ^{*2} の達成状況に応じて変動 ※1 対象期間における当社のTSR(株主総利回り)と配当込みTOPIXの増減率を比較した指標(相対TSR= TSR÷配当込みTOPIX増減率) ※2 A-39ページに記載の通り	
取締役に対する当社株式等の交付等の時期	業績連動部分	対象期間終了後	業績連動部分	取締役退任後
	非業績連動部分	取締役退任後	非業績連動部分	
本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱	本信託の信託報酬・信託費用に充てる。		本信託の信託報酬・信託費用に充てるほか、対象期間中の各配当基準日における取締役の累計の株式交付ポイント数に応じて、1ポイント当たり1株の配当額に相当する金額を留保し、取締役に給付する。	

(2) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付および給付(以下「交付等」という。)を行う株式報酬制度です。(詳細は下記(3)以降の通り。)

なお、本制度は、「業績連動部分」と「非業績連動部分」から構成されます。「業績連動部分」は対象期間の業績目標達成に向けた取締役の動機づけおよび中長期の業績と取締役報酬の連動強化を、「非業績連動部分」は取締役の株式保有を通じた株主との利害共有の強化を目的とし、「業績連動部分」と「非業績連動部分」の構成割合は、それぞれ60%と40%とします。ただし、社外取締役については、非業績連動部分を100%とします。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象	業績連動部分 (構成割合60%)	当社の取締役(社外取締役を除く。)
	非業績連動部分 (構成割合40%。社外取締役については100%)	当社の取締役
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響		
取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限(下記(3)の通り。)	・8億円(うち、社外取締役0.3億円)に対象期間の年数を乗じた金額であり、今回の対象期間である2事業年度に対しての上限は16億円(うち、社外取締役0.6億円、今回の対象期間は2025年度から2026年度までの2事業年度)	
当社株式の取得方法(下記(3)の通り。)および取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限(下記(4)の通り。)	・267,000株(うち、社外取締役10,000株)に対象期間の年数を乗じた株数であり、今回の対象期間である2事業年度を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限交付株式数は534,000株(うち、社外取締役20,000株) ・上記の上限交付株式数の1事業年度あたりの平均である267,000株の当社発行済株式総数(2025年3月31日時点。自己株式控除後。)に対する割合は約0.14% ・本信託は当社株式を株式市場から取得する予定	
③ 業績達成条件の内容(下記(4)の通り。)	業績連動部分は、対象期間における当社の相対TSR ^{*1} およびサステナビリティ指標 ^{*2} の達成状況に応じて変動 ※1 対象期間における当社のTSR(株主総利回り)と配当込みTOPIXの増減率を比較した指標(相対TSR= TSR÷配当込みTOPIX増減率) ※2 A-39ページに記載の通り	
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期(下記(5)の通り。)	取締役退任後	

(3)当社が拠出する金員の上限

本制度の今回の対象期間は、2025年度から2026年度までの2事業年度とします。

当社は、対象期間において、8億円に当該対象期間の年数を乗じた金額(今回の対象期間である2事業年度に対しては16億円)の信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として対象期間に相当する期間の信託(以下「本信託」という。)を設定(「設定」には既存信託の信託期間を延長して継続利用することを含む。以下、本議案について同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から一括して取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント(下記(5)の通り。)の付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の2事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、8億円(うち、社外取締役0.3億円)に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で追加拠出を行う予定です。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、8億円(うち、社外取締役0.3億円)に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。

また、各本信託の信託期間の満了時で信託契約の変更および追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4)取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

(ポイントの算定式)

①業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント(以下「基準ポイント」という。)を基準に、以下の算定式で算出する単年度ポイントを、対象期間中の各事業年度

末日に在任している取締役(社外取締役を除く。)に対して付与していきます。対象期間終了後に、取締役(社外取締役を除く。)に対して付与した単年度ポイントを累計し、この累計値に対象期間の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出します。

単年度ポイントの算定式

基準ポイント×60%

業績連動ポイント数の算定式

対象期間中の単年度ポイントの累計値×業績連動係数^{※1※2}

※1 業績連動係数は、対象期間の業績目標等の達成状況に応じて一定の範囲で変動します。業績目標等の達成状況を評価する指標は、相対TSRおよびサステナビリティ指標です。

※2 対象期間終了前に取締役(社外取締役を除く。)が死亡した場合(任期満了等により退任した後、対象期間終了前に死亡した場合を含む。)には、当該時点で単年度ポイントを累計し、業績連動係数は100%として、業績連動ポイントを算出します。

②非業績連動部分

基準ポイントを基準に、以下の算定式で算出する非業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度末日に在任している取締役に対して付与し、累計加算していきます(以下「累計非業績連動ポイント」という。)。なお、社外取締役は基準ポイントの100%を非業績連動部分として付与します。

非業績連動ポイントの算定式

基準ポイント×40%

本信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、267,000ポイント(うち、社外取締役10,000ポイント)に対象期間の年数を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします(以下「上限交付株式数」という。)。そのため、今回の対象期間中に対応する上限交付株式数は、534,000株(うち、社外取締役20,000株、1ポイントにつき当社株式1株の場合)となります。上限交付株式数は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。なお、上記(2)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、267,000ポイント(うち、社外取締役10,000ポイント)に新たな対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数とします。

(5)取締役に対する株式交付等の時期および方法

①業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は、取締役(社外取締役を除く。)の退任後となります。

受益者要件を充足した取締役(社外取締役を除く。)は、業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本

信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象期間終了前に取締役(社外取締役を除く。)が死亡した場合(任期満了等により退任した後、対象期間終了前に死亡した場合を含む。)には、当該時点で業績連動ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、当該取締役の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役(社外取締役を除く。)が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、業績連動ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

②非業績連動部分

非業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は取締役の退任後となります。

受益者要件を充足した取締役は、退任時までに付与された累計非業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの累計非業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合には、取締役の死亡時までの累計非業績連動ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、当該取締役の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累計非業績連動ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6)本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、対象期間中の各配当基準日における取締役の累計の株式交付ポイント数に応じて、1ポイント当たり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記(5)により交付等が行われる当社株式等とともに取締役に給付されます。最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役に対して給付された後に、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(8)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【ご参考】

本議案にかかる取締役報酬の方針

当社は、本議案が本総会で承認されることを条件として、以下の通り取締役報酬の方針を改定する決議をしております。なお、本方針の改定については、報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたしました。

取締役報酬の方針

① 基本方針

- ・ 企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。
- ・ 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

② 報酬構成

- ・ 取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- ・ 基本報酬に対する業績連動報酬の報酬構成比率は、役割に応じて決定する。
- ・ 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬と業績に連動しない株式報酬で構成する。

③ 基本報酬

- ・ 基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し役割に応じて決定し毎月支給する。

④ 業績連動報酬

- ・ 短期業績連動報酬として、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を事業年度終了後に一括支給する。
- ・ 中長期業績連動報酬として、企業価値(株式価値)の向上に連動する株式報酬を支給する。
株式報酬については退任後に支給する。
- ・ 短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬の基準額は、役割に応じて定める報酬構成比率により決定する。

⑤ 報酬ガバナンス

- ・ 報酬構成および報酬構成比率、基本報酬の水準ならびに業績連動報酬の業績指標および評価方法は、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ決定する。
- ・ 各取締役の報酬の額は、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決された場合における2025年度から2026年度を対象とする中長期業績連動報酬(株式報酬)の指標は、以下の通りです。

＜2025年度から2026年度を対象とする中長期業績連動報酬(株式報酬)＞

取締役に対して、中長期業績連動報酬として、株式報酬を支給いたします。株式報酬は企業価値評価としてのTSR(株主総利回り)の相対的な評価結果およびサステナビリティ評価に連動する業績連動部分(60%)と、中長期の株価向上への動機づけとリテンションを目的に一定期間の在籍を条件に支給する非業績連動部分(40%)により構成します。(社外取締役については、非業績連動部分を100%とします)

業績連動部分は、企業価値評価およびサステナビリティ評価の達成状況に応じて一定の範囲内で変動します。

業績連動部分

=

役位別の基準額

×

企業価値評価

80%

+

サステナビリティ評価

20%

)

	評価ウエイト	指 標
企 業 価 値 評 価	80%	相対TSR*
サステナビリティ評価	20%	具体的な指標は中期経営計画を踏まえ、報酬諮問委員会の審議を経て決定します

* 対象期間における当社のTSR(株主総利回り)と配当込みTOPIXの増減率を比較した指標(相対TSR = TSR ÷ 配当込みTOPIX増減率)

以上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 12 horizontal dashed lines.



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をネットで簡単・便利に

スマートフォン・タブレット等で閲覧できる「ネットで招集」

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。

スマートフォン・タブレット・パソコン等からいつでもどこからでもご覧いただけます。

アクセスはこちら!! >>>

<https://s.srdb.jp/6645/>
「ネットで招集」へのアクセスは右記のQRコードをご利用ください。

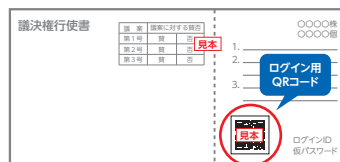


QRコードを読み取り、
議決権行使ウェブサイトへ
簡単アクセス!



こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。

「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。



(「移動」を選択した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセス可能です。)

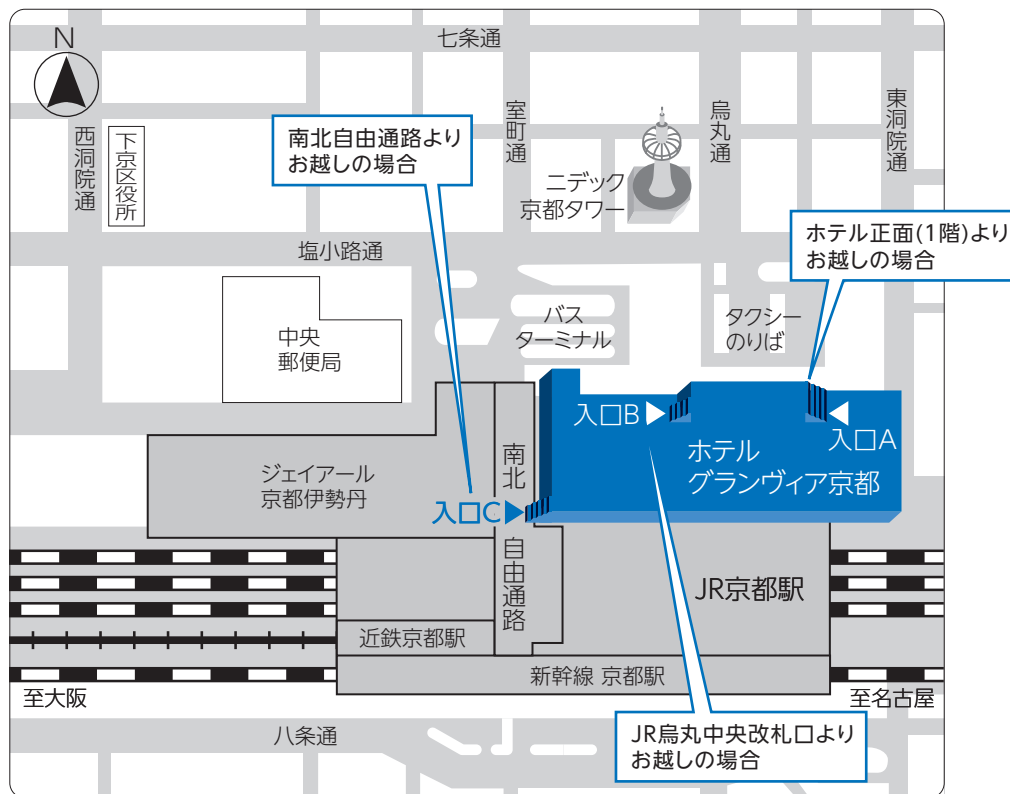
抽選で電子チケットが当たるプレゼントキャンペーンを
6月30日まで実施中!

(宝印刷株式会社が実施するキャンペーンです。)

株主総会会場ご案内図

会場

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都(3階「源氏の間」)



ご案内



- ホテルグランヴィア京都は、JR京都駅に直結しています。
- ホテル正面(1階)よりお越しの株主さまは**入口A**から、JR烏丸中央改札口よりお越しの株主さまは**入口B**から、南北自由通路よりお越しの株主さまは**入口C**から、ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、エスカレーターにて**3階「源氏の間」**までお越しください。
※**入口C**から2階メインロビーへは、入館後、通路を突き当たりまで進んでいただき、階段を降りてください。
- お身体の不自由な株主さま、障がいのある株主さまにおかれましては、座席への誘導、筆談等のサポートをさせていただきますので、受付にて、ご遠慮なくお申し出ください。

駐車場のご用意はしていませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

OMRON

<https://www.omron.com/jp/ja/>

